

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「課に」を「課、室及びセンターに」に改め、同条の表総務部の部職員厚生課の項中「職員厚生課」を「総務厚生センター」に、「厚生施設係 共済組合係 互助会係」を「共済組合係 福利厚生係」に改める。

第六条総務部の部人事課の項第二号中「こと」の下に「（総務厚生センターの所掌に属するものを除く。）」を加え、同部職員厚生課の項中「職員厚生課」を「総務厚生センター」に改め、同項中第五号を第八号とし、第一号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 総務事務システムの開発、運用及び管理に関すること。
- 二 職員の給与の支給に関すること。
- 三 職員の手当の認定に関すること。

第六条総務部の部行政経営課総務事務改革室の項中第二号を削り、第一号の号番号を削る。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「総務部自治能力開発センター」の下に「（以下「自治能力開発センター」という。）」を加え、同項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 総務部総務厚生センター（以下「総務厚生センター」という。）に所長及び所

長補佐

第三条第四項第二号、第三号及び第五号中「、室」の下に「、総務厚生センター」を加え、同項第七号中「総務部自治能力開発センター」を「自治能力開発センター」

に改める。

第六条に次の二項を加える。

11 総務厚生センターの所長は、上司の命を受け、総務厚生センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第七条第五項中「センターの」を「自治能力開発センターの」に改め、同条中第十四項を第十五項とし、第七項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

7 総務厚生センターに置く所長補佐は、所長を補佐し、総務厚生センターの事務を整理する。

(給与支払事務集中管理規則の一部改正)

第三条 給与支払事務集中管理規則（昭和四十年六月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「手続き等」を「手続等」に改める。

第二条第三号中「警察本部会計課長」の下に「（以下「会計課長」という。）」を加え、同条第四号中「警察本部の出先その他の機関」の下に「（警察本部にあつては、科学捜査研究所、機動捜査隊及び高速道路交通警察隊を含む。）」を加える。

第三条第一項本文中「総務部人事課」を「総務部総務厚生センター」に、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「ところ」を「部局」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「総務部人事課」を「総務部総務厚生センター」に改める。

第四条中「総務部人事課長」を「総務部総務厚生センター所長」に、「人事課長」を「総務厚生センター所長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「警察本部会計課長」を「会計課長」に、「直前の金曜日」を「直後の月曜日」に、「第三条第二項の規定による区分に従い、人事課長」を「総務厚生センター所長」に改める。

第六条第一項中「警察本部会計課長（以下「会計課長」という。）」を「会計課長

」に、「年の最初の月」を「一月」に改め、「とする。ただし、これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日とする。以下次条第二項及び第九条において同じ。」を削り、「

第三条第二項に規定する区分に従い、人事課長」を「、総務厚生センター所長」に、「の通知」を「が行う通知」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「当該

「所属」を「当該所属」に、「当該通知にあわせて人事課長」を「前項の通知に併せて総務厚生センター所長」に、「の通知」を「が行う通知」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条第一項中「人事課長」を「総務厚生センター所長」に改め、同条第二項中「掌る課長」の下に「（総務厚生センター所長を除く。）」を加え、「年の最初の月」を「一月」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「人事課長」を「総務厚生センター所長」に改める。

第八条中「が次の各号の一に該当する」を「の採用、昇任、昇給、降格、減給、配置換、休職、退職等があつた」に改め、「（人事課長を除く。）」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に、「人事課長に」を「総務厚生センター所長に」に改め、同条各号を削る。

第九条中「支給日の前月の十五日（十一月五日に支給するものにあつては前月の五日）」を「六月に支給するものにあつては同月十日、十一月に支給するものにあつては十一月十五日」に、「人事課長」を「総務厚生センター所長」に、「の通知」を「が行う通知」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十条第一項中「人事課長」を「総務厚生センター所長」に改め、同条第二項中「人事課長」を「総務厚生センター所長」に改め、「当該所掌に係る」を削る。

第十一条第一項及び第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項及び第四項中「人事課長」を「総務厚生センター所長」に改める。

第十三条中「人事課長」を「総務厚生センター所長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十五条の見出し中「小・中学校の職員に係る」を削り、同条中「小・中学校」を「小学校及び中学校」に、「通知期限」を「規定の適用」に、「（年の最初の月の給与から控除する控除金については前年の十二月五日）」を「」と、「同月五日」とあるのは「前年の十二月五日」に、「前月の十五日」を「同月十日」に、「前月の五日」を「同月一日」と、「十一月十五日」とあるのは「十一月五日」に改め、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 第六条、第七条第二項及び第九条（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する通知の期限が奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」

という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を期限とする。

附 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。